

千葉労働局発表
令和7年5月30日

【照会先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課
課長 小菅 拓也
主任安全専門官 北川 能章
(代表電話) 043-221-4312

報道関係者 各位

7月1日から始まる「全国安全週間」を契機に 労働災害の抑止を図ります ～令和6年労働災害の増加を踏まえた取組～

千葉県内の労働災害による休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）及び死亡者数は、少子高齢化等の影響から近年増加傾向にあります。令和6年も、死傷者数については前年を13人（0.2%）上回る5,955人（速報値）、死亡者数については前年を4人（16.0%）上回る29人（確定値）となり、特に死亡災害の発生に歯止めがかからず、憂慮される状況となりました。また、転倒災害が顕著に増加しており、腰痛等を加えた労働者の作業行動に起因する災害が死傷災害全体の約45%を占めました。

県内の死傷者数に占める50歳以上の労働者の割合は、令和6年は56.2%であり、前年から3.2ポイント上昇しました。同じく外国人労働者の占める割合は5.7%であり、前年から0.9ポイント上昇しました。

県内の熱中症による労働災害は増加傾向にあり、令和6年の死傷者数は48人、死亡者数は1人でした。なお、本年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、事業者には「報告体制の整備」「必要な措置の実施手順の作成」「労働者への周知」が義務付けられます。

千葉労働局（局長：小山 英夫）では、7月1日から同月7日までの間、全国で実施される「令和7年度全国安全週間」^{注1}（準備期間6月1日から同月30日）に当たり、県内の労働災害の増加傾向を踏まえ、主に以下の取組を通じて、労働災害の抑止を図ってまいります。

＜主な取組事項＞

- 1 労働災害を教訓に作成したピクトグラムの利用促進により、高年齢労働者や外国人労働者等の職場の多様化に対応した労働災害防止対策を推進します。
- 2 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」に合わせ、熱中症予防に関するロゴマーク等のステッカーを1万枚配布するなど、職場における熱中症予防対策を推進します。
- 3 労働局長による現場パトロールを実施します。（6月24日を予定しています。）

注1 今年で98回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています（リーフレット参照）。

日頃から労働安全衛生へのご理解ありがとうございます

令和7年度 全国安全週間実施

スローガン

多様な仲間と 築く安全 未来の職場



全国安全週間は、労働災害防止活動の推進を図り、安全に対する意識と職場の安全活動のより一層の向上に取り組む週間です。昭和3年に第1回が実施されて以来、一度も中断することなく続けられ、本年で第98回目を迎えます。

この機会に職場における労働災害防止活動の大切さを再確認し、積極的に安全活動に取り組みましょう。

全国安全週間及び準備期間中に実施する事項

- ① 安全大会等での経営トップによる安全への**所信表明**を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- ② **安全パトロール**による職場の総点検の実施
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた**自社の安全活動等の社会への発信**
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による**家族への協力の呼びかけ**
- ⑤ **緊急時の措置**に係る必要な**訓練**の実施
- ⑥ 「**安全の日**」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい**行事**の実施

継続的に実施する事項

- ① 安全衛生管理体制の確立、安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施、自主的な安全衛生活動の促進、リスクアセスメントの実施等の安全衛生活動の推進
- ② 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策、陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業など業種の特性に応じた労働災害防止対策の実施
- ③ 転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づいた高年齢労働者に対する労働災害防止対策、外国人労働者等に対する労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）、請負業者等他者に作業を行わせる場合の対策等の業種横断的な労働災害防止対策

問い合わせ先

千葉労働局 労働基準部 健康安全課 ☎043-221-4312

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 3階

職場における熱中症対策を徹底しましょう

POINT①

熱中症のおそれがある作業者を見逃さない！！

熱中症のおそれがある作業者を見つけた場合の報告体制を整備し、全員に共有しましょう。

以下の取組も熱中症のおそれがある作業者を見つけるのに効果的です。

- 管理者による定期的な職場巡視
- ウェアラブルデバイス等の活用
- バディ制の採用（単独作業の禁止）
- 管理者と作業者間での定期連絡 等

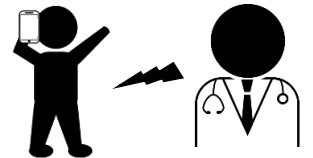


POINT②

あらかじめ定めた手順により迅速かつ的確に判断をする！！

熱中症の重篤化を防ぐうえでは、特に迅速かつ適切な対処が重要です。

そのため、あらかじめ対応手順を定め、全作業者が理解していることが必要です。



POINT③

熱中症の重篤化を防ぐため対処をする！！

危険な症状は見逃さず、ためらわずに医療機関へ搬送すること等を手順に定めておきましょう

少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、連絡体制や対応手順等に基づき適切に対処しましょう。



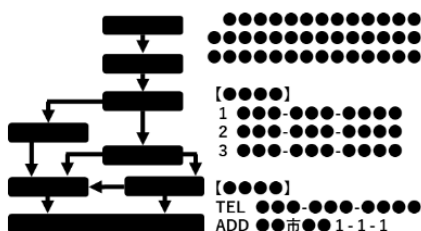
最重要POINT

医療機関搬送中・経過観察中は、体調不良者を一人にしない！！

- 職場における熱中症による死亡災害の大半では「熱中症の初期症状を放置・対応の遅れ」が認められています。
- 医療機関まで搬送する間や経過観察中に体調不良者を一人にしないことを徹底しましょう。

「体制整備」「手順作成」を実施し
「関係者への周知」を徹底しましょう！！

報告体制・措置手順

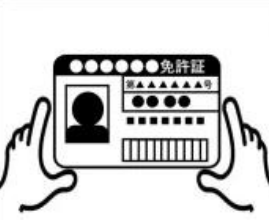
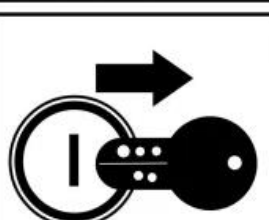
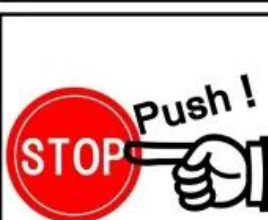


STOP！熱中症 クールワークキャンペーン 併せて実施中です！

今年もクールワークキャンペーン期間中、下記の Coolwork CHIBAステッカーを千葉労働局、各労働基準監督署にて数量限定で配布しています。



ピクトグラム一覧

 資格証・携帯 資格が必要な仕事では、必ず資格を取得し携帯しましょう。	 用途外使用禁止 機械を使用する際は、決められた用途以外の使用は禁止です。特にフォークリフトの用途外使用が多いです。	 過荷重吊り禁止 吊り荷に見合った能力を持った機械を選定しましょう。	 昇降設備の利用 トラックへの昇降時等は、安全に昇降できる設備を使用しましょう。	 立入禁止（吊り荷） 吊り荷の下方は、吊り荷の落下による危険があるため、立ち入りを禁止しましょう。	 立入注意（中毒） タンク等の内部に残存している有害物質等による中毒に注意しましょう。	 安全衛生方針の表明 企業全体の安全衛生意識を高めるため、経営トップ自ら安全衛生方針を表明しましょう。
 ハーネス着用 墜落危険箇所においては、フルハーネス型墜落制止用器具等を着用しましょう。	 ハーネス使用箇所 要求性能墜落制止用器具（ハーネス等）を使用しなければならない作業箇所です。	 ヘルメット着用 トラック荷台等で作業を行う場合はヘルメットを必ず着用しましょう。	 腰痛防止(重心位置) 重量物等を持ち上げる際は、対象物と身体を極力近づけて腰への負担を軽減しましょう。	 腰痛防止（せんきょ蹲踞） 重量物等を持ち上げる際は、武道の蹲踞姿勢を意識して腰を極力下げることで腰への負担を軽減しましょう。	 段差注意 足元の段差に注意して歩行しましょう。	 取付けろ!安全カバー 機械による巻き込まれを防止する安全カバーが外れています。安全カバーを元に戻しましょう。
 降車時エンジン停止 降車時に機械の誤発進や逸走を防止するため、降車のたびにエンジンを停止しましょう。	 非常停止ボタン位置 非常停止ボタンの位置がどこにあるか瞬時にわかるように掲示をしましょう。	 立入危険箇所 作業者と車両等が混在する場所です。安全通路の通行を徹底しましょう。	 滑り注意 足元の油・水汚れ等に注意して歩行しましょう。	 適切な作業台高さに調節 極端に低い作業台は、作業者の腰への負担が大きくなり、腰痛発症の確率が高まります。作業者への負担が少なくなる高さに調節された作業台を選択しましょう。	 適確な熱中症処置を 熱中症の重篤化を防ぐため、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等適確な処置を行いましょう。	